法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-08-31

武士の発生と平将門の乱

大村, 進 / OHMURA, Susumu

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
17
(開始ページ / Start Page)
52
(終了ページ / End Page)
62
(発行年 / Year)
1965-03-21
(URL)
https://doi.org/10.15002/00011786

Hosei University Repository

武士の発生と平将門の乱

大村進

はじめに

武士発生並びに将門の乱に関しては古来より多くの先学の名著、好論文があり一応その展望を得たかに思われるが、その内部に立ち至って実証的科学的研究を更に一歩進めていくとなお不明確な点が多い。しかしながら武士の発生、成長は封建制成立の鍵をなし、歴史上の根本問題にふれるが史観の相違等からまだ確定論を得ない。

封建制成立の問題は世界史の基本的発展法則に照応させて理解せねばならぬが、法則論のみによる立場は概念規定の適用に終始し実証性を欠くうらみがある。従ってそれが研究には日本の歴史的具体的条件を綿密に検討し、具体的事実を通して科学的歴史的考究がなされねばなるまい。その意味で小稿では武士発生の具体的条件を吟味し、又その画期と言われる将門の乱を検討しつつそれが武士発生史上に如何なる意義を担っているか些かなりとも明かにしたいと希うものである。

一

武士発生に関する研究史は安田元久氏、木村礎氏等によって比較的要を得た紹介がなされその展開が鳥瞰できる(1)。本稿では紙幅の都合により研究史の概観は割愛せざるを得ぬが先学の研究をごく素朴に要約するならば、武士はいかなる時点でどの様な歴史的階層に属し、いつ、どこから、どの様に発生したかと言うことに帰すると思う。彼等の歴史的役割はその中から自然に敷衍されるからである。先ずここでも以後の立論の足がかりとして一応武士及び武士団の定義をして置きたい。

武士の母胎を在地領主層に求めることは定説と言えよう。在地領主層とは耕地の実際支配権を行使し得る者で荘園寄進により名目的に田畑の所有権をもつ本所、領家を含めない。それは私営田では開発領主、百姓治田では治田主等耕地の直接耕作者たる私的土地所有者階層である。それら私的土地所有者階層はその存在形態は多様で、大は豊後国の中井王(2)武蔵国の源護(3)の如く各地に多数の田地と田屋をもち、一村一郡に及ぶ豪族的領主層から、小は数反歩ないし一、二町歩の私有地をもつ田堵名主層まで含み、

Hosei University Repository

その中間にも多様な形態が存在し複雑な階層化を示す。それは領主層の出自の多様性によるものでごく一般的に言えば(1)在庁官人の系譜を引く者、(2)寺社の僧侶、宮司、神官の系譜を引く者、(3)権門勢家の荘園の荘官として在地に威を振るう土豪層に分けられよう。(4)(1)は賜姓皇族或は中央貴族に由来し藤氏専政体制確立によって地方に下向し国司を歴任した者で、任期満了後も帰京せず在任中律令官制に淵源する権威によって獲得した私営田経営に従事し、在地の名望家と姻を結び政治的経済的勢力を拡大していった階層である。(2)は古代王朝の宗教政策により保護された寺社の権威権益と素朴な民衆の宗教心を背景にして僧職神官を世襲相伝し地方の名家としての地位を固め、その勢威を基に私有地を拡大しつつ勢力を扶植していった階層である。(3)は(1)(2)に比し複雑な内容をもち更に二分して前者は国造、伴造、県主、稲置等の如き古代豪族の系譜を引く者で、多くは郡司若くは在庁官人として古代国家の末端を担い、その意味では(1)に属すべきと思われる。しかるにその政治的経済的側面を比較考察してみると(1)とは基盤を異にし、朝廷に対しては寧ろ郷戸層と類似する点が多いので(1)に含めない。後者は律令制の郷戸主に典型を求め得る小土地私有層で、班田制が崩壊し郷戸制衰退により家父長制的大家族の細分化によって再生産された階層で、若干の奴婢をもち公田と私有地を耕作する田堵名主層と考えられよう。彼等は通常住人と言われ一般耕作農民と異なり村落の顔役的地位にあって村落内の紛争を解決し、郡判を必要とする際には証人として連署したりし有力な者は公郷の村の刀禰、保司、郷長となった。しかし実際は三者の中間的階層が多く截然と分つことは困難である。

武士の発生は律令制そのものに端を発し、それが成長展開は律令制と対決する場に於てなされた。律令制並びに地方軍団制が崩壊し、地方治安の乱れが深刻になった農村構造の変化に対処して、在地領主が自衛的政治的必要から一族郎党、家人、郎従等を武装化し漸次農業経営から分離していった過程に武士は発生したのである。武士は武力をもつという意味で律令制軍団の官兵に似ているが、あくまでも兵杖を帯する私兵であって律令的権威に左右されない。寧ろ彼等は律令制矛盾の所産であり古代体制を克服する新階級として生成して来た者である。斯様な観点に立って約言すれば「武士は在庁官人、私営田領主、田堵的名主層等の私的土地所有層＝在地有力土豪層にその出自を求めることができ、常に武器を帯する私的軍兵であり」「武士団とはかかる武士が同族的結合を中核としながら更に武的経済的契機によって他の弱小武士を包含した戦闘的集団で内部にヒエラルヒーを有するもの」である。

さて武士は如何なる社会基盤から発生したのだろうか。従来の所説は荘園発生説と国衙領発生説の二つに分ける事ができよう。荘園発生説は社会経済史の盛行に伴ない竹内、中村、西岡氏等の精密な荘園研究によって荘園内の田堵名主層が中、下級武士の系譜につながるとの確信を示された(5)これに対し清水、林屋氏等は公領＝国衙領こそ武士発生の母胎であると主張し(6)両説とも長短あっていずれが是ともなしがたい。これに対し奥田氏は荘園の意味を拡大し、従来の荘園村落と荘園的な公郷村落をも含めて解釈すべきことを主張し(7)在来の荘園の支配関係が土地を主軸と

Hosei University Repository

するに対し、新しい荘園的土地人民の結合の原理として「武的結合」を見出している。(8)これ等に対し安田氏は清水氏の「国衙領と武士」竹内氏の「在庁官人の武士化」の所説を踏まえて、武士が国衙領に広汎に成立していた事、国衙機構を収取機構として領主的発展をとげた事を述べ、更にそうした国衙機構そのものが領主階級の共同収取機構としてその形態は荘園経営に近く国家そのものも一種の荘園形態と考えられると説いている(9)かように考えてくると武士発生の社会的基盤は大化改新以来の土地制度や家族構造並びに村落のあり方の変化によって成立した荘園、公領を含めて所謂、荘園制的土地支配の中から生じたと考えられる。

二

皇子、皇親が台閣にあり父系制による古代的ディスポティズムを形成した皇親政治に対し、母方の後見による関係＝外戚によって皇親を核とした古代王権の独自性に楔を打ちこみ独裁体制確立をめざした藤原氏は、冬嗣が蔵人頭その他諸官を歴任した後さまざまな権謀術策をもって皇親並びに旧名族を太政官から追放し、良房、基経を頂点とする摂関体制を築いた。摂関体制は律令制矛盾の止揚として生れたのではなくその一変型であったために、八世紀半ばより崩始めた律令政治の矛盾を一層深める事になった。従って光仁、桓武、平城三朝の庶政改革も律令制崩壊の趨勢を抑止し得ず、嵯峨朝を境にその挽歌を奏でる事となった。蔵人所の設置は天皇が太政官から浮き上がってくる傾向を招き、検非違使の設置は京の常備兵力の衰退ないしは治安の悪化を示す証であった。これ等令外の官は摂関体制へ驀進していった藤氏北家は勿論、地方政治で力と富を貯えた受領層にとって中央政治進出の屈強の足場となった。

律令体制の動揺は地方政治の根幹をなす班田制の不徹底によるものであり、又摂関体制から疎外された没落貴族の下向による地方官人制の変貌によるものである。即ち班田制が崩壊すると土地私有が深刻化し公地の減小と公民の浮浪逃亡が慢性化して来る(10)。彼等は権門の荘園に流れこみ私民に転化して農奴と化したが、朝廷及び国衙はなんら抜本的な政治的解決策を持たず、地方制の基本となる造籍事業すら困難を極め、たとえ作成されても虚偽に満ちて居り(11)計帳とても同様であった(12)。その為徴税は急激に低下し財政危機に陥った律令政府は、勅旨田の拡張、官田の増大という一連の公営田政策によって巨大な荘園領主と化し、自ら公地公民制を否定していった。国家財政の貧困化により九世紀以降の律令官人は国家給付に甘んじ得ず、あらゆる方法を講じて収益確保に狂奔した。一に荘園の設定ないし拡大であったが、これは主に上級貴族の専横する所であり中級以下の貴族官人の与り得ぬ所であった。彼等に残されたものは中央を離れ国司として地方に赴任する道だけであった。それ故在地農民を律令的支配の対象から私的収奪の対象に移行させ、農民層を反古代的、反律令的立場に追いつめていった。桓武帝の地方政治の刷新もその弛緩に梃子入れの役割をしたがさしたる実効は示さず、国司層は国政を担う最先端にありながら中央と地方の中間的収奪機関となり自らの殖富に熱中して地方政治の改革に力を尽くさなかった。

国司は京官に比し位は低く万事につけて中央貴族の下風を受け

Hosei University Repository

ていたが、公地公民制が崩れ班田制や戸籍計帳が不備になると中央からの義務を怠って貢納を渋滞させ、農民には高額の賦課をなし剰え横領を隠す為に正倉を焼くことすらあった(13)。又奈良末より平安初期にかけて屢々行われた地方監察は国司と中央官僚との間に身分的対立を生ぜしめ、特に藤氏により中央政界から疎外された皇親、中級貴族層の新国司の出現はその対立を一層明確化した(14)。一面国司は任免権を摂関家に掌握されていた為彼等のとるべき道は二つしかなかった。一つは進んで摂関家に歓を結びその荘園維持に奉仕して互の利益を満足させる事であり、一つは律令家人の地位を脱却して在地との連繋を強くし律令制の残影を背負って私営田領主としての道を歩むことである。

中央政府に対する反抗は郡司に於て著るしい。既に八世紀中葉以降諸地域で律令制に対する農民の抵抗が見られた。彼等の動きは具体的には国政の末端機関たる国司への反抗となって現われ、それが中央政府の記録として表われ始めたのは斉衡四年正月の頃からである(15)。反抗の内状を仔細に検討してみると被反抗者の多くは国衙守介級の国司で特に留意すべきは対馬、石見、尾張の例で、反抗の首導者が被反抗者と同じ律令的立場に立つ郡司層であるという点である(16)。

郡司は通常大化前代以来の族長の系譜を引く土着の名族であって、国造＝郡司として氏族的な権力により傘下農民を支配し、農民と伝統的な保護、被保護の関係を保持していた。大化改新後大和朝廷は国造層のもっている在地権力を一掃し一元的な地方支配を完徹すべく豪族層譜代の嫡家を官人に組みこんでいった。彼等は任用に当って地方撫育に際し清廉で時務に堪える事を要し(17)、才用ある者であった(18)。改新詔により一時譜代性を廃されたが弘仁二年大納言正三位藤原園人の奏により再び譜代の徒が重視されるに至った(19)。これはとりも直さず律令的収奪の対象たる農民把握の方法であったと共に、豪族層の在地勢力の根強さを何よりも明確に物語るものである。しかしその律令的地位は中央派遣の国司に比べ任免、位階、下馬の礼等多くの点で著しく低かった。他面郡司は律令制上特別に扱われていた面もあり、既に坂本博士が郡司の非律令的性格として指摘したところである。(20)

いずれにせよ郡司は地方の名望家であり又在地豪族自身切望した地位でもあった。その理由の一つは令制にのっかった経済力の扶殖である。令制の大領郡司職分田は六町で上司たる大国の国守でも二町六反であるに比べ非常に広大である。墾田私財法では更に増加し公認の墾田地は大小領三〇町歩となり、その富力は中央官人を遥かに凌駕するものである。例えば東大寺越前国荘園経営に敏腕を振った同国足羽郡の大領生江東人は約百町歩の墾田を有し(21)、更に桑原荘開設当初の二年間に七千八百三十八束の稲を献じている(22)。又奴婢の面では大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍に見える大領追正八位勲十等肥君猪手は戸内に三七名の奴婢を有し(23)、同年の御野国（美濃国）肩県郡肩々里戸籍の国造大庭の戸には奴婢五七名が記録されていて大宝令発布当時から強力な力を有している(24)。

かような背景をもつ郡司が九世紀頃より古代国家に抵抗を示して来たのは石母田氏も指摘する如く古代以来小規模ながら国衙に

Hosei University Repository

反抗して来た農民のエネルギーを除外しては考えられぬが(25)、この農民層と郡司がいかに結びついたかも重要な点である。郡司は前述した如く広大な土地所有者であるがそれが経営には自家保有の奴婢では足りず。まして墾田開発には莫大な労力を必要とした為公郷を捨てた零落流浪農民や公田耕作者たる自営農民層を包含し私営田労働力とした。これは自営農民にとって生活資料拡大という経済的要求に合致し、流浪農民には食と住の供給される恰好の隠れ場であった。かくて郡司と農民は経済的に依存し合い、天災旱害に際しては私稲を窮民に給し(26)正税、庸布を代納し彼等の生活苦を救った。農民の貧困は郡司の貧困に繋がるからである。かように郡司と農民は土地を主軸として経済的、社会的、精神的結びつきを深めていったが、時と共に農村構造の分化と農民層の地位上昇から彼等は家父長制的直接経営者たる豪族層支配下の奴隷的地位を脱して、独立自営化の道を歩んで来、三宅氏の指摘する如く「独立の保有地をもちそこに生活資料獲得の基礎を持つ点に於て漸次封建的農奴に移行する過渡的な存在」であった(27)。郡司は歴史意識に目ざめた独立農民を従来の奴隷制的支配方式では支配できず、階級的には支配層につながりながらも一方では族長的私営田領主としての性格を強くし、互に矛盾する両者を克服する為に農民把握の具体的方法として新しい支配方式＝武士化への歩みを踏み出すのである。

三

将門の乱の舞台となった関東は古代律令体制に於いて如何なる地位を占めていたろうか。

関東とは軍防令によれば三関以東の諸国の意で、常陸風土記によると相模国足柄坂以東をさし坂東よりも遥かに広大な地域を占めていて大化改新以前から大和朝廷に独立的傾向を有し、朝廷もその経営には深い配慮を払っていた(28)。大化二年には東方八道に八人の国司が任命されて居り(29)東国が八国に分かれていたことを示す。後には源平抗争期に頻出する坂東八カ国をもって関東なりと考え、現在の関東地方に擬されるようになった。

坂東は律令制の徹底によって一応中央政権の支配下に立ったが律令政治の弛緩によって徐々に反国家的様相を強くしていった。元々坂東地方は西国に比べ社会的にも経済的にも遅滞し農業の停滞性は著るしかった。これは坂東が文化伝播の最末端にあり中央政府に対して特殊な関係に立っていた為で特に古代王権に奉仕した軍事的側面に象徴的に表現されていた。一は東国は大化前代から天皇親衛軍の舎人の供給地であった事である。舎人は東国の国造の子弟で組織され文献の上でも坂東諸国には数多くの御名代部が存在している(30)。二は蝦夷征討に伴う東北経営の割拠地として重視され辺境の開拓と鎮撫に利用されたことである。例えば天平宝字三年九月坂東八国とその他越前、越後、能登等四国の浮浪人二千人が故里より遷され小雄勝柵戸の警護につき、その軍士の使用する器仗が坂東七カ国から徴発されたものであったこと(31)。又延暦十五年相模、武蔵、上総、常陸、上野、下野、出羽、越後等主として坂東の国民九千人が発せられて陸奥国伊治城に遷置され陸奥鎮守に当ったこと(32)、同廿三年正月にも武蔵、上総等の諸国から蝦夷征討に従う兵士の糧食として糒一万四千三百十五斛、米九

Hosei University Repository

千六百八十五斛を徴発し陸奥国小田郡中山柵に運ばせたこと(33)等枚挙に暇なく坂東諸国が辺境に近い地理的条件によって畿内外の農民には比較にならぬ過重な搾取を受けていた。三は防人である。防人制について詳説するのは避けるがその主戦力に東国出身の農民を充てたふしがあり(34)、天平十年駿河国正税帳によれば一千八十二人の防人集団の中で相模、安房、上総、下総、常陸の国出身の者が一千二十一人も占めていた(35)。天平神護二年大宰府は以前その防衛を東国人によっていたが、後筑前等六カ国の勇士を割いて防人とした。然るに彼等は勇敢でなく防守の任を果さなかったので旧の如く東国人差点を請うている(36)。東国兵は勇健で且つ尚武の気風を保持していたにせよこうした軍事的側面は東国農民の貧困を招き、古代体制を長く温存して畿内の如き農村分化を経ず古代的族長制に基づく巨大な私営田領主の誕生を可能にした。当時防人として苦難の労役に従事した東国農民の心情は万葉集巻廿に載される八四首の歌によって知る事ができる。

九、十世紀にかけての坂東は律令統制の弱まりと共に下向貴族を中心とした在地土豪層が広大な私営田経営に狂奔している時代であった。加えて上総、常陸、上野の三国は天長三年以来親王任国となり、皇親系諸後裔が坂東一円にはびこる要因となった。坂東八平氏はその典型と言える。

元来律令官人制における国司の権限はすこぶる強大であり任地で営田を許され事力を給せられ、更に農民を不当な雑徭に駆使し得たから中央官人に比し多額の収入を確保し得た。その為国司は任秩満後も帰京せず中央政府は屢々王臣子孫土着抑制の令を発したが効を得なかった(37)。彼等はおおむね「結党群居」して在地土豪と姻を結び(38)党の中核となって周辺農民の迫害と収奪をすすめ諸党と支配権力をめぐり絶えざる紛争を繰返しその周縁に家子郎党所従を従え漸次武装化していった。かくて九世紀後半以降地方治安の悪化は慢性化し光仁、桓武朝に於いて地方軍団制は解体化の道を辿り、健児制の設置、検非違使補任等の改革が行われたが京城内の群盗すら制圧できなかった。武蔵国は特に治安の乱れが著るしく「凶猾成党、群盗満山」(39)で国毎に置かるべき検非違使が郡毎に設置された。元慶七年上総国市原郡では俘囚卅余人が叛乱して「官物盗取、人民殺略」があり(40)、扶桑略記寛平元年条には東国強盗首物部氏永等追捕に十年余を要したとあり(41)。東国農民の反国衙の動きを三宅氏は徴馬の党を中心に精細に分析されその歴史事情を明かにしておられる(42)。斯様な反律令的な動きは土豪や農民層だけでなく国衙それ自身にもあった。例えば延喜十六年上野介藤原厚載が百姓上毛野貞並等に殺害されたが大掾藤原連江は国衙の官人でありながら賊首と与同し敢て制止を加えなかったし(43)延喜十九年武蔵国前権介源任(仕カ)が国府を襲撃し、官物運取、官舎焼亡を行っている(44)。継起する擾乱に悩んだ中央政府は十世紀半ばより押領使、追捕使を置き(45)国守や在庁官人に兼任させたり有力武士を登用したりしたが、これが武士化を促進させる原因となったことは竹内氏の論文に述べられている通りである(46)。

四

将門の乱を伝える史料は比較的多く将門記を初めとして貞信公

Hosei University Repository

記・日本紀略・扶桑略記・今昔物語集・大鏡・古事談・玉葉等が挙げられる。その中で最も信が置かれると考えられるのは将門記で、他の書は一部の史料を除いて大部分が将門記を定本として叙述した節が窺われる(47)。本書の作者、成立年代等は定説を得ぬが乱後比較的早い時期に成立したと思われ、十世紀三十年代の坂東武者の姿を中央記録に例を見ない新鮮さで表現している。大体将門の乱が中央記録として残されたのは、それが反律令的立場に立ち古代体制を脅かすものとしてとらえられた為で、中央記録に残る将門像は乱人、逆賊、凶賊という律令政府の視点に立って評価されている。これに対し本書では寧ろ将門に同情的で、岡田氏は作者を将門に同情を寄せた人か、或は将門の主君たる忠平を首班とする貴族政府に批判的な在京の学識ある緇徒と推定している程である(48)。

乱の経過を概述すると次の通りである。承平年間平将門は伯父良兼と不和を生じ、その縁につながる源護を常陸に攻め、その三子扶、隆、繁と伯父国香を殺害して、在地の平氏一族を敵とし、国香の子貞盛、良兼の連合軍と抗争した。その間源護の告状によって京に召喚されたが反って武威を京に施すこととなり、承平七年四月天皇元服の大赦によって帰郷した。後良兼等と屢々抗争するがおおむね将門側に利あり、貞盛上訴して坂東五ヶ国に将門追討令が出されたが、諸国司は将門の勢を恐れて官符の命に服さなかった。

承平八年二月武蔵国司興世王、源経基と足立郡司武蔵武芝との争いに介入し調停せんとしたが失敗し、反って経基は将門を叛徒として上訴した。天慶二年将門は租税を納めず国司の追捕を蒙った常陸土豪藤原玄明を援けて常陸国府を焼打ちし、武蔵新国司百済貞連に斥けられて将門に拠っていた興世王の献言を入れて関八州虜掠を企てた。遂に八幡大菩薩の神託によって新皇と称し下総石井郷に王城を経営したが、翌年良盛や下野の土豪藤原秀郷と戦い敗死した(49)。それは石母田氏も指摘している如く在地土豪の私闘の段階と国家にする反乱の二つに大別できる(50)。この反乱を通じて朝廷は何らなす術なく正月の音曲を停止し、諸社寺に奉幣祈願することしかなし得なかった(51)。征討大将軍藤原忠文が発せられた(52)、としても彼の指揮下にどれほどの官兵があったかは不明だし、反乱も貞盛、秀郷という在地土豪の力に頼らねば平定できなかったのである。律令政府は自己の無能をはっきりと自覚させられ、又彼等が平常走狗と考えていたつわもの共の力をいやが応でも認めねばならなかった。

乱を通じて典型的な対立者と考えられる将門と貞盛は共に桓武帝の曽孫高望王を祖父とする平氏一族で賜姓皇族の末裔たる私営田領主である。将門の私領は陸奥鎮守府将軍、父良持の遺領を継承したもので、律令権力に由来した私営田を基盤としていた。その構造の詳細は不明であるがおおよそ下総国豊田荘を本拠とし、猿島郡石井営所を中心とした利根川と鬼怒川とに囲まれた三角形の低湿地の各所に所領をもっていた。その館の一つと思われる石井の営所は「其兵具置所将門夜遁所、及東西之馬打南北之出入」とあって、兵具を貯え騎乗の馬を繋いだ砦の如き広大な建物であったろう。営所という文学からして営田と関係があり平素は私営

Hosei University Repository

田の庄家、田屋の役を果し、一度戦闘となると城砦ともなったであろう。私営田には耕作農民がいて「田宅、舎宅」に居住し営田経営に従事したが戦闘には将門の私兵として武器をとり戦に参加した。将門の私営田は既述した如く低湿地にある為豊富な労働力を要する水田を主とした古代農法で、農民を半奴隷的に緊縛する古代的家父長制を長く温存し皇統より出る貴種性に立って、農民層と営田を紐帯とした保護、被保護の関係を結んでいた。結束の契機はそれのみでなく、時の摂政貞信公忠平を私君に戴き武勇絶倫撃勝の人将門の偉大な人格と統率力に由るものである。将門は一族を包含し傘下農民を強く掌握して漸次独立化の途を歩んだが、それが国香、良兼等を中心とした古代族長制的秩序、特に良兼の族的結合強化策と対立し屢々一族間の内訌を生じた。私闘の発端は「父故良持ガ田畠ノ諍ニ依テ遂ニ合戦ニ及ト」(53)とある様に所領問題が絡んでいたか「良兼以二去延長九年一聊依二女論一舅甥之中既相違云云」とある如く婦女子をめぐる争いであるか判然としがたいが、或いは良兼の娘を娶る事により父殁後劣勢であった一族での発言権を増そうとしたか、いづれにせよ広大な坂東も土地をめぐって一族が相食む程田畑の問題は深刻化していたに違いない。又一面東国土豪の土地所有の強い意志を示すものでありこの点にこそ在地土豪の性格を規定する条件がある。

貞盛も将門と同様に広大な土地を保有していた。父国香が将門に討たれた時貞盛は左馬允の地位を抛って遺母の孝養と「田地有レ数非レ我誰領」と私営田経営の為に帰郷したのである。貞盛が将門と際立って異なる点は反乱当初から中央政府と深い繋がりをもっていた点で争乱中も屢々上京して将門の非を訴え将門追討の官符を受けたり、父の死で故山に帰っても「苟貞盛在二守器之職一須帰二京都一可レ増二官勇一」と考えていた。在地土豪が勢力を得るコースは二つある。一は在地勢力の強化であり、二は中央政界進出である。前者は武芝、玄明、興世王等在地土豪を傘下に掌握していった将門の道であり、後者は古代国家の傭兵として律令官人の末端にあった貞盛の歩んだ道である(54)。従って父国香の死にも拘らず合戦に捲きこまれる事を警戒した態度は都との関係に重点を置く点から生じ、その態度は外縁の扶等の仇を報ぜんとして車の如く常陸の地を走り回り姻縁を集め戦闘準備に狂奔して「偏就二外縁愁一卒忘二肉親之道一」と形象された伯父良正とは対称的な違いを見せている。

族長として将門と対決していた良兼は一族の戦列に加わらぬ貞盛の態度を黙過し得ず「斯非二其兵一者」と非難し「兵以レ名尤為レ先」と説得する。かくて貞盛は「雖レ非二本意一暗為二同類一」良兼軍に合流して以後将門の前に大きく立ちふさがるのである。ここで留意すべきは兵名観であり、封建ヒエラルヒーを持たぬ土豪の軍事組織は或は「兵名」によって一族の足並みを揃える必要があったに違いなく、後代の武士とは異なった意味で兵名観は彼等の意志感情を規正したに違いない。その為に京に望みを繋ぎ東国に執着を持たぬ貞盛を自軍に引き入れることができたのである。

将門の軍事力とはどういうものだろうか、大別すると(1)は古来より将門の家に隷属し営田経営に従事していった奴隷層に近い従類、(2)親族をもって構成される因縁、(3)営田経営に外面から参加

Hosei University Repository

した畿内の田堵作人層の如き独立自営農民層たる伴類、与力の類の三つになる。このうち(2)と(3)は(1)の様な絶体的隷属がなく結合は極めてゆるやかなものであった。その為良兼等に夜討をかけられれば「主従総忙男女共囂」又「将門之兵十人不足」で封建的関係に立つ武士を主とした軍事的集団を常備していたわけではない。その組織は武士団成立以前の前封建的主従関係に基づき軍事的ヒエラルヒーは弱く兵農未分離の状態で、構成員である農民は中世への過渡期の雑多な階層による混成軍というべき集団であった。その為虚をつかれれば四散し、良兼の甘言に簡単に乗って味方を欺く子春丸のような極めて不安定な農民層を擁していた。これを率いた将門の歴史的視野も地方に限定された狭いもので王城建設の際顕著に見られる如く儒教的教養と呪術的育信に支えられ周縁にある土豪農民層の歴史的矛盾を社会的な拡がりで把握し得ず局部的解決に終始した事が王城建設後目立って農民層の支持を失う結果となる。

これに比し貞盛側の本拠は常陸、下野の山寄り地帯で正史にある様に群盗多く国衙に対する反抗も屢々でその代表例として俵馬の党がある(55)。その中心は地方の富豪の輩で行動範囲は広く組織的活動的集団であった。貞盛勢の党的結合もその様な歴史事情を反映し結合の原理は同族結合という古代家父長制に基づくものよりもっと広範な結合を示している。竹内氏はそれを「外縁的結合」と考え家族よりも更に拡大された族的関係たる外縁的結合こそ中世武士団の結合原理と説いている(56)更に貞盛軍にはヒエラルヒー的要素がある。良兼が将門の駈使丈部子春丸を買収する条件に「乗馬之郎頭」となさんとある如く郎頭の存在とその階層的ヒエラルヒーを示唆していて少くとも将門記から察する将門勢には全く見られぬ事である。その意味で将門は中世武士に至る過程としての「古代的武士」である。

将門の乱が含む他の側面は将門を国家的叛乱に踏み切らせる転機となった武蔵権守興世王、介源経基と足立郡司武蔵武芝の対立、常陸国司藤原維幾に対する藤原玄明の官物対捍、武蔵新司百済貞連と興世王の相剋等の国司対郡司、土豪の問題があるが前章で触れているので単に指摘するに止めたい。

将門記にみえる将門のもう一つの特性は武人意識である。それは古代国家の尖兵として貞盛的歩みを続ける者にはとうてい持ち得ぬものであった。

昔振二兵威一取二天下一者皆史書所(実カ)レ見也　将門天之所レ与既在二武芸一　思惟等輩誰比二将門一(中略)　今世之人必以二撃勝一為レ君　縦非二我朝一　猶在二人国一　如二去延長年中大赦契王一以二正月一日一討二取渤海国一　改二東丹国一領掌也　盍二以レ力虜領一哉

儒教的発想に立っている面もあるが自己を革命家遼王大契丹に擬し武人者としての自覚と誇りを堂々と披歴している。そこには中央官人から東国のあらくれ者と蔑まれた卑屈感は微塵もない。しかし一方では「将門雖崩二傾国之謀一、何忘二旧主貴閑一」と忠平への私淑も忘れていない。こうした矛盾並びに古代体制の残滓を拭い切れなかった点に将門の限界があり、下総国に建設せんとした王城が古代王朝政府の縮刷版となった悲劇がある。そうした限界を考慮に入れてもなお将門の姿に武家政権樹立の正当性を主張

Hosei University Repository

する封建思想の内包を認めざるを得ない。

結び

藤氏独裁の摂関体制に深刻な打撃を与え、一時にもせよ東国から律令統制を排除した将門の乱は、摂関体制を根底からくつがえすという歴史的意義こそもたなかったが律令体制の矛盾を典型的に象徴しその克服に対する歴史的展望を与えた。具体的には貴族政権の没落と武家の興起を示し封建制確立の端緒となった。それは東国が古来から中央政府に対し、特殊な関係を強いられ、農業生産の遅滞から農民層の分解が緩慢で畿内の如き独立中小農民層の輩出段階を経ず一足とびに農奴制へと移行していった農民の抵抗の表われであり、その矛盾克服のエネルギーがこの期に継起する国衙への反抗となったと思われる。

更に東国が全国を震駭させた反乱をなし得たのは賜姓皇親の後裔が地方官人制を変貌させ半自由農民層、中小土豪層を貴種性と前律令官人の権威に基づく幅広い勢威によって包含し得たところに歴史を前進させた大反乱を生ぜしめる基底があった。従ってそれが包含統轄の具体的方法として武士化の道を歩んだのであり、その意味で将門の乱は武士勃興の大きな端緒となったと言えよう。

〔註〕

（1）安田元久編「日本封建制成立の諸前提」の「武士発生史に関する覚書」、木村礎編「日本封建社会研究史」

（2）続日本紀巻十二承和九年八月庚寅条

（3）将門記

（4）石母田正は「古代末期政治史序説」上で、田堵名主層、地頭的領主層、豪族的領主層に分け、奥田真啓は「武士団と神道」で、郎等所従級武士、荘官級武士、荘園領主級武士の三つに分類した。

（5）竹内理三「寺領荘園の研究」、中村直勝「荘園の研究」、西岡虎之助「荘園史の研究」

（6）清水三男「国衙領と武士」、林屋辰三郎「院政と武士」

（7）奥田真啓「武士階級の成立発展」

（8）奥田真啓　前掲書五頁

（9）安田元久「武士政権の成立と構造」八九頁

（10）続日本紀巻七養老元年五月丙申条
同巻八巻養老四年三月己巳条等

（11）本朝文粋二三善清行「意見封事十二箇条」

（12）正倉院文書「右京計帳」寧楽遺文一三八頁

（13）続日本紀巻三九延暦五年六月己未朔条

（14）林屋辰三郎「中世社会の成立と受領層」

（15）文徳実録巻八斉衡四年正月乙卯条

（16）文徳実録巻九天安元年六月己丑条
三代実録巻四六元慶八年六月廿日己酉条
宝生院文書、尾張国郡司百姓等解文

（17）日本書紀大化二年正月条

（18）令集解巻十七選叙令郡司条

（19）類聚三代格巻七弘仁二年二月廿日官符

（20）坂本太郎「郡司の非律令的性格」

Hosei University Repository

(21) 大日本古文書天平勝宝七歳五月三日越前国司等解
(22) 東晶「東大寺領越前荘園について」歴史学研究一六二号
(23) 「筑前国嶋郡川辺里戸籍」寧楽遺文　八六頁
(24) 「御野国肩県郡肩々里太宝弐年戸籍」寧楽遺文五四頁
(25) 石母田正「古代末期政治史序説上」四四頁
(26) 続日本後紀承和七年三月戊子条、同八年八月辛丑条
(27) 三宅長兵衛「将門の乱の史的前提」
(28) 日本書紀孝徳紀大化元年八月丙申朔庚子条
(29) 同孝徳紀大化二年三月癸亥朔甲子条
(30) 埼玉県史第一巻
(31) 続日本紀巻廿二天平宝字三年九月庚寅条
(32) 日本後紀巻五延暦十五年十一月戊申条
(33) 同巻十二延暦廿三年正月乙未条
(34) 直木孝次郎「防人と東国」
(35) 「駿河国正税帳」寧楽遺文二二一頁
(36) 続日本紀巻二十七天平神護二年四月壬申条
(37) 類聚三代格巻十九寛平三年九月十一日官符
(38) 同官符
(39) 三代実録巻五貞観三年十一月十六日条
(40) 三代実録巻四四元慶七年二月九日条
(41) 扶桑略記寛平元年四月廿七日条
(42) 三宅長兵衛　前掲論文
(43) 日本紀略後篇一延喜十六年十月廿七日条
(44) 扶桑略記二十四裏書醍醐天皇下、延喜十九年五月廿三日条
(45) 朝野群載巻廿二天暦元年二月廿日条
(46) 竹内理三「在庁官人の武士化」
(47) 大森金五郎「武家時代の研究」1.
平田俊春「将門記と扶桑略記」
(48) 岡田希雄「将門記攷」
(49) 将門記、以下註なきは将門記による。
(50) 石母田正　前掲書上所収「将門の乱について」
(51) 貞信公記五月五日条
(52) 日本紀略天慶二年二月廿五日条
(53) 今昔物語集巻廿五ノ一話
(54) 上横手雅敬「承平天慶の乱の歴史的意義」
(55) 類聚三代格巻十八昌泰二年九月十九日官符
(56) 竹内理三「初期の武士団」二〇八頁